

令和8年度採用 福岡市家庭相談員(会計年度任用職員)募集案内

1 応募受付期間 令和7年11月25日(火)～令和7年12月23日(火)【必着】

2 募集内容

職 名	家庭相談員
採用予定人数	10名程度
職務の概要	区保健福祉センターにおいて、以下の業務を行います。 (1) 家庭における児童の養育等の相談や助産施設及び母子生活支援施設の入所手続き等 (2) ひとり親家庭等に関する相談や自立支援及び母子父子寡婦福祉資金貸付や償還指導等 (3) 困難な問題を抱える女性や配偶者からの暴力被害等に関する相談、被害者の支援等
任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※勤務成績が良好な場合、65歳に達するまでは、再採用(翌年度も採用)を4回まで行うことがあります。65歳に達した職員が、任期満了後も勤務を希望する場合は、毎年度公募に応募していただく必要があります。
勤務地	区保健福祉センター(東、博多、中央、南、城南、早良、西)
受験資格	1 次の資格要件を全て満たす人 (1) 任用期間を通して職務に従事できる人で、家庭児童福祉、母子福祉及び父子福祉、寡婦福祉の増進並びに女性支援に熱意と見識を持ち、基本的なパソコンの操作ができること (2) 次のいずれかに該当する人 ①専門の相談機関で児童・女性・ひとり親家庭等相談業務のいずれかに2年以上従事した人 ②社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した人 ③大学(4年制)において、児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した人 ④医師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士、保育士 2 次のいずれにも該当しない人 (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 (2) 福岡市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人 (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人 ※地方公務員法の改正が行われた場合は、その定めるところによります。 3 日本国籍を有しない人は、任用開始時に就労可能な在留資格を有する(見込みがある)人

3 選考の日時・内容・合格発表

(1) 一次試験

- ・日程 令和7年11月25日（火）～ 令和7年12月23日（火）【募集受付期間】
- ・内容 書類審査、課題作文
- ・【作文テーマ】

20代後半くらいの女性が匿名希望で相談に来所。
「夫のDVがひどく、もう耐えられない。子どもを連れて離婚したい」と疲弊した様子が伺える。
あなたなら、どのようなことに留意して対応・支援するか、理由を交えて記述してください。

- ・合格発表 令和8年1月15日（木）

(2) 二次試験

- ・日時 令和8年2月上旬頃（予定）
- ・会場 福岡市役所または区役所（予定）
※場所・日時等の詳細は一次試験合格者に通知します。
- ・内容 面接試験
- ・合格発表 令和8年2月上旬頃（予定）

※合格発表（一次・二次試験）は、福岡市ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者に結果を文書で通知します。

4 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、令和9年3月31日までを登録期間とする採用候補者名簿に登載されます。
- (2) 採用候補者名簿に登載された人のうち、成績上位の人から順に令和8年4月1日以降の採用を行います。
- (3) 令和8年4月1日に採用されなかった場合でも、業務の必要に応じて年度中途に採用候補者名簿から採用を行うことがあります。
- (4) 地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後1か月（勤務日数が15日に満たない場合は15日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに正式採用になります。

5 勤務条件等

身 分	地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する一般職非常勤職員
勤 務 日	月曜日～金曜日 国民の祝日に関する法律に定める休日及び12月29日～1月3日は休み
勤務時間	週27.5時間（週4日）
勤 務 時 間 帯	9時から18時までの間において、所属長が事前に明示した上で、勤務日、勤務時間を割り振ります。

勤務場所	区保健福祉センター子育て支援課 家庭児童相談室
報 酬	月額 192,038 円 ～ 214,442 円（地域手当を含む） ※上記月額は令和 7 年度基準額です。 ※採用日前 10 年間について、本市職員（会計年度任用職員や臨時的任用職員、嘱託員を含む）として在職期間がある場合、その職歴に応じて報酬月額を決定します。 ※その他、市の条例、規則等に基づき、通勤手当・期末手当等が別途支給されます。
休 暇	任用期間に応じて年次有給休暇（1 年間に最大 16 日）が付与されます。
社会保険	任用期間に応じて健康保険、厚生年金、雇用保険の適用があります。
公務災害	労働者災害補償保険制度または福岡市議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例に基づき補償をします。
服 務	地方公務員法に規定するサービスの各規定が適用されます。 （サービスの宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止）

注）採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

6 応募方法

提出書類	①令和 8 年度採用福岡市家庭相談員（会計年度任用職員）募集申込書 ※申込書は、こども家庭課（福岡市役所 13 階）、情報プラザ（福岡市役所 1 階）、各区役所情報コーナー、入部・西部出張所等で配布します。 また、市ホームページからもダウンロードできます。 ②<u>受験資格を有していることの証明書</u> ③返信用封筒（受験票送付用） ※長形 3 号サイズの封筒に 110 円切手を貼り、宛先を明記したもの。 ④課題作文
受付期間	令和 7 年 11 月 25 日（火）～令和 7 年 12 月 23 日（火）まで 【必着】
提出方法	・封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きし、封筒の裏に差出人の住所・氏名を明記の上、下記提出先に郵送または持参してください。 ・持参の場合、受付期間中の平日 9 時から 17 時（正午から 13 時を除く）の間にこども家庭課（市役所 13 階）へ提出してください。
提出先	〒810-8620 福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号 福岡市こども未来局こども健やか部こども家庭課 児童虐待対策係

その他	・記入にあたっては、申込書の「注意事項」をよく読んでください。 ・提出された書類は返却いたしません。 ・受験資格を満たしていない場合は、成績のいかんに関わらず採用されません。 ・受験票は、受付期間終了後に発送します。1月8日（木）までに届かない場合は、お問い合わせ先までご連絡ください。
-----	--

【お問い合わせ先】

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号

福岡市こども未来局こども健やか部

こども家庭課 児童虐待対策係

電話：092-711-4238 FAX：092-733-5534